

アメリカ図書館協会の公立図書館基準における 量的基準と小規模公立図書館： 『公立図書館サービス』(1956)を中心に

福井 佑介, 川崎 良孝

Quantitative Standards and Small Public Libraries in the Public Library Standards of the American Library Association: From *Public Library Service* (1956) to *Minimum Standards for Public Library Systems* (1966), by FUKUI Yusuke and KAWASAKI Yoshitaka.

本論文では、1950年代から60年代のアメリカ図書館協会の公立図書館基準の展開を明らかにする。特に量的基準に関する論点や価値判断に焦点を当て、基準の成立過程、系譜、環境を重視した。検討の結果、1956年の『公立図書館サービス』は、基準の対象のみならず量的基準の観点でも、画期となるものであった。当該基準を起点とする一連の基準群では、量的基準が質的基準に規定され、段階的な数値設定や図書館費の最低額を提示しないという特徴があった。長期に渡る論点であった小規模公立図書館の扱いが、より鮮明に争点化されるようになった。

1. はじめに

全国一律の適用を目指す公立図書館基準に量的基準(数値目標)を設定することに、どのような意味や論点があるのだろうか。期待される効力や、実現可能性、達成のための取組みから考えれば、量的基準には理想と現実の確執が顕著に現れる。日本の諸基準の量的基準を比較検討した池内淳によれば、量的基準の項目は「図書館において何が重要であると考えられているのかを知る格好の材料」¹⁾である。

ただ、現在の日本の基準を参照すれば、図書館法に基づく「望ましい基準」は、大臣告示にするために量的基準を含めず²⁾、各図書館が適切な指標を選定し、目標を設定するよう求めている³⁾。日本図書館協会等は量的基準の設定を求めている⁴⁾。アメリカ図書館協会(American Library Association, ALA)でも、公立図書館基準の歴史的変遷を概観すれば、すでに1970年代から、一律の量的基準を課さずに、コミュニティ独自の目標を設定するよう促している⁵⁾。一方、初期の基準では、個別図書館を対象に、第2章でみるように、量的基準を重視していた。こ

の移行過程の検討は、量的基準に関する論点や価値判断を導くことになる。

そこで本論文は、この間の時期の1950年代から1960年代のALAの公立図書館基準について、量的基準に着目して検討を行う。具体的には、1956年の『公立図書館サービス』(*Public Library Service*)が、先行研究が指摘する基準の対象の変化のみならず⁶⁾、量的基準の論理からみても一つの画期であることを明らかにする。その上で、基準の系譜に着目した精緻な研究が不在であることに鑑みて⁷⁾、歴史的系譜や社会的環境を重視して、量的基準の論理の内実やジレンマを検討する。

構成は以下の通りである。第2章で初期のALAの基準の量的基準に関する特徴を確認する。第3章以降で、諸基準の成立過程や内容、位置付けをみる。第3章で『公立図書館サービス』を、第4章で『1956年における公立図書館サービスのコスト』(*Costs of Public Library Service in 1956*)、『小規模公立図書館の中間基準』(*Interim Standards for Small Public Libraries*)、『公立図書館システムの最低基準』(*Minimum Standards for Public Library Systems*)を扱う。そして第5章で、量的基準の観点から分析を行う。

なお、本論文で頻出する「図書館システム」とは、協力関係によって図書館相互が結びついていること

2019年11月12日受理

ふくい ゆうすけ 京都大学

かわさき よしたか 京都大学名誉教授

を指すのであり、業務管理の仕組みのようなものではないことを付記しておく。

2. 戦前の ALA の基準の系譜とその特徴

ALA の初期の基準の系譜は1921年決議、1933年の「公立図書館基準」と1938年の改訂基準、1943年の『戦後公立図書館基準』から成る⁸⁾。

まず、1921年決議採択の契機は、サミュエル・ランク(S.H. Ranck)が行った公立図書館の実態調査であった。ランクは、オンタリオ州の図書館法が人口1人当たりの図書館費を0.5ドルとしていたことに関心を示しており、調査の結果、基準として0.5ドルは低いと結論付け、かわりに1ドルを提案した⁹⁾。これを軸とした個人的な提案に基づく決議がALAで採択された。あわせて、小さなコミュニティに向けた解決策として、図書館行政の枠を広げることで、人口一人当たりの充当額を維持しても必要な図書館費を集めることができるという論理を、この段階から提示していた。

次に、「公立図書館基準」(1933)は、図書館予算の大幅削減と利用の増大という大恐慌期にあって、最低限の図書館サービスを保障する基準として採択された。そこでは、サービス人口で区分を行い、各区分での登録率、貸出密度、人口1人当たりの蔵書冊数を示した。図書館費では、1人当たり1ドルとしつつ、小さな町ではそれ以上を負担するか、図書館行政の枠を拡大するかを求めた¹⁰⁾。1938年の改訂基準では、公立図書館の約9割がサービス人口25,000人未満であることを踏まえ、それ未満の人口区分を細分化し、各々について登録率、貸出密度、人口1人当たりの蔵書冊数の下限を示した。また、人口1人当たり1ドルという最低基準は維持しつつ、1万人未満のコミュニティは1.5ドル、1万人～24,999人では1.25ドルを基準とした¹¹⁾。

そして、『戦後公立図書館基準』(1943)は、表題の通り、来るべき戦後に向けた、ALAとして最初の本格的な基準であった。そこでは、年間購入冊数、人口1人当たりの蔵書冊数、職員数など、サービス人口区分で傾斜をつけて数値を示す項目がある一方で、登録率、貸出密度、参考質問ではサービス人口ではなく、年齢層別に目標数値が設定された。人口1人当たりの図書館費では、最低限のサービスでは1ドル、妥当で適切なサービスでは1.5ドル、上位のサービスでは2ドルと定めた。あわせて、図書館

福井、川崎：アメリカ図書館協会の公立図書館基準における量的基準と小規模公立図書館

サービスに必要な最低額を25,000ドルに設定した。そのため25,000人未満のコミュニティでは最低のサービスという水準でも1人1ドル以上が必要になり、過重負担になる。これを回避する方法の一つとして、行政枠の拡大を主張した¹²⁾。

以上の一連の基準には、次の特徴がある。すなわち、(1)量的基準の重視、(2)人口1人当たり1ドルを図書館費の最低額とすること、(3)サービス人口で区分して、傾斜を設けながら段階的に数値を設定していること、(4)小さなコミュニティには図書館行政枠の拡大を期待することである¹³⁾。

(3)や(4)との関係で、人口区分による図書館負担をみると、財政力の弱いコミュニティに過大な負担を強いるという根本的な問題があった。このような特徴や問題点は、1950年代以降の基準とどのような関係にあるのであろうか。

3. 『公立図書館サービス』(1956)

3.1 成立前史

図書館行政枠の拡大が一貫して主張されていた。その最も強力な主張者は『戦後公立図書館基準』を作成したカールトン・B. ジョッケル(Carleton B. Joeckel)であった。彼の専門は公共政策学と図書館学であり、1935年の『アメリカ公立図書館の行政』¹⁴⁾では、他の社会機関も視野に、行政枠の拡大を強く推奨した。それに照らせば、『戦後公立図書館基準』は彼自身の主張と図書館の現状を勘案した妥協の産物とみなし得る。その後も、社会学者ロバート・D. リー(Robert D. Leigh)が代表を務めた戦後最大の図書館政策研究プロジェクト「公立図書館調査」や、政治学者オリヴァー・ガーソー(Oliver Garceau)の著書でも、行政枠の拡大が詳述されていた¹⁵⁾。

また、1953年にはカリフォルニア州図書館協会が基準を採択した。そこではサービス人口10万人の図書館システムの基準を定め、1953年のコストに基づく図書館予算を例示していた¹⁶⁾。カリフォルニア州立図書館長カーマ・R. ツインマーマン(Carma R. Zimmerman)は当該基準を特集した機関誌の巻頭論文¹⁷⁾で、基準策定の過程を詳述した。その作成にはリーが助言役として関与し、ワークショップに向けての検討文書を配布していた¹⁸⁾。

この翌年から『公立図書館サービス』の作成が開始される。これらの人物が作成に関わりを持ち、当

該基準に影響を及ぼしていくことになる。

3.2 成立過程

基準作成をめぐる戦後の動き¹⁹⁾は1950年8月のALA理事会の勧告から始まる。評議会は、これに従う形で、郵送投票によって、図書館拡張部会、図書館理事部会、公立図書館部会を合併し、新しい公立図書館部会を発足させることを認めた。この部会は1951年6月に新規則を採択し、部会に3つのセクションを置き、目的の中に基準の作成を含めていた²⁰⁾。1951年7月の年次大会で、評議会はこの部会の設置を承認した²¹⁾。1952年にレファレンスのセクションが追加され、多くの委員会が設けられ、その1つに図書館開発委員会が特別委員会として設置されていた。委員長はコロンビア大学図書館学大学院のローウェル・マーティン(Lowell Martin)であった²²⁾。翌年、当該委員会は常任委員会になり、その役割を、公立図書館サービス全般についての目標やゴールの作成、目標達成に関する方策についての部会理事会に向けた勧告、現在の基準や刊行物の研究と必要に応じた改訂の勧告としていた²³⁾。

1953年6月のALA年次大会で、公立図書館部会理事会は『戦後公立図書館基準』の改訂に関心を示した。50年代中葉になると最早「戦後」と呼べず、基準採択後10年を経過し、少なくとも量的基準を示した部分の再検討を要した。マーティンは、基準改訂に関する意見の募集、日程や予算の立案を勧告し、公立図書館部会理事会の承認を得た。1954年2月の冬期大会で、公立図書館部会理事会は改訂作業を部会の正式プロジェクトとして採用し、委員会の設置や研究補助金の獲得に向かった。これらの動きに関して、「同部会の主要課題の1つは『戦後公立図書館基準』の再刊〔改訂〕が必要ということである」とまとめられていた²⁴⁾。また、既存の基準の更新に留まらず、将来の発展に向けた図書館サービスの再構築の機会として把握することが勧められ、同部会理事会は2年を目途に改訂作業を進めるよう求めた²⁵⁾。この改訂だけに限る特別委員会として、公立図書館基準改訂調整委員会が設置され、マーティンが委員長に就任し、委員にはツインマーマンもいた²⁶⁾。

この委員会の助言者は、前節で登場したジョッケルやリーとウィルソン(Louis R. Wilson)であった。さらに、改訂は熟達した図書館員や研究者の意見を

集約するという方式で進められた。1954年6月の年次大会直後の会議では改訂の必要性が確認されると共に、微修正ではなく、現行基準の実質的な書き直しが指摘された。

その後、委員会は他の委員会や図書館団体に意見を求め、1955年2月の冬期大会の頃になると、多くの意見が集まっていた。大会の後の2月5日から9日にかけて、多くの図書館員が参加を伴いながら、委員会は新基準の作成を目的とする会議を開いた。ここで作成された文書は、公立図書館の新しい一連のゴールを設定する土台になった。そこでは図書館サービスの構造と行政、資源、サービス、職員、資料の組織化、施設を扱っていた。また、コストや財政は、サービスや他の要件から生み出されるものと把握し、1955年のコスト水準で扱い、人口1人当たりの図書館費という形では扱っていなかった。さらに、地方(local)、リージョン、州の3つのレベルを取り上げていた。加えて、マーティンは、基準改訂の必要性として4点を指摘した²⁷⁾。

- (1) 公立図書館の最低限の機能は、新しい基準を必要とするところまで至っている。
- (2) 図書館サービスの質的側面を強調する基準が必要である。
- (3) 既存の基準ではカウンティやリージョンの図書館に適用できない場合がある。
- (4) 基準の土台として調整や連合を伴う図書館サービスの可能性がある。

以上の手順を踏んで1955年6月に第1草案を提示し、700部を配布し反応を求めた。1955年7月の年次大会でも広く意見を求めた。第2草案が1956年3月に配布され、6月に最終版『公立図書館サービス』が完成した。同年の年次大会で『公立図書館サービス』が正式に採択された。ALA会長リチャーズ(John S. Richards)は評議会への報告で、『戦後公立図書館基準』に代わる『公立図書館サービス』について「公立図書館の発展と向上について画期的な出来事になるだろうし、図書館専門職の最善の考えを表明している」²⁸⁾とまとめた。

3.3 『公立図書館サービス』の構成と基準

『公立図書館サービス』²⁹⁾は74頁の文書で、ジェラルド・W. ジョンソン(Gerald W. Johnson)の前書き「公立図書館の役割」と「基準の使い方」に続き、本論は第1部「背景」と第2部「原則と基準」の全

8章構成であった。章の表題を概観すれば「基準」という語が用いられておらず、『戦後公立図書館基準』がほとんどの章に「基準」の語を含めていたのとは対照的である³⁰⁾。基準や公立図書館サービスに関する委員会の基本的な考えや前提は「基準の使い方」³¹⁾の部分で示されている。

まず「基準」という語の定義について、ごく一般的な用法であるとしつつ、「適切さと質をテストでき、測定できる特定の規準(criterion)で、一般原則とは相違し、基準という語が示す最も広範な意味において、すべて量的なものである」³²⁾と述べた。加えて、図書館の施設設備やサービスの「質」に直接かつ積極的に関係する基準だけを選んでとした。この言及は、数量的ではあるが、質的ではない尺度の排除を意味する。例として、登録率と貸出密度が挙げられている。単に図書館カードを発行することは提供したサービスとの信頼に足る関係がなく、もはや登録者数を記録していない図書館もあるという理由で、登録率を却下した。また、成人の貸出密度3冊から10冊、子どもで10冊から30冊という量的基準は幅が非常に大きく、質的な意味の測定ができないという理由で、貸出密度を却下した。なお、この数値は『戦後公立図書館基準』が提示した数値であり³³⁾、実質的に当該基準を批判していると解釈すべきである。

さらに、『公立図書館サービス』が掲げる基準は「最低限の適切さ」を示すもので、「各コミュニティの住民に提供すべき現代的な公立図書館サービスの下限を示し、実際には、妥当で適切なサービスを達成している図書館が示す基本的な要素で構成されている」という³⁴⁾。すなわち、「熟達した図書館関係者の意見をもとに、必要に応じて利用可能な統計」³⁵⁾を用いて確認したという。

また、人口1人当たりの図書館費について、数年前に『戦後公立図書館基準』の作成者が、この数値だけが文脈から取り出され、「図書館予算獲得運動に際して図書館管理者や図書館支援者のスローガンとして用いられる危険性がある」と懸念していたとまとめ、これが現実になったという認識を示している。『戦後公立図書館基準』全体を視野に入れず、住民1人当たり1ドルという数値だけが独り歩きしたということである。その結果、小さなコミュニティの場合、当該基準の他の部分が明示する資源や職員を充足できていないにも関わらず、図書館費の

基準をクリアしていることで満足するようになった。他方、図書館費の基準を満たしている図書館が、十分な図書館活動を行っていないと認識しても、図書館費の基準が足かせになったというのである³⁶⁾。この説明は、住民1人当たりの図書館費、登録率、貸出密度といった、これまでの諸基準が最も重視してきた指標の放棄を意味した。

このような、量的基準の前提にある質的基準こそ重視すべきであるとする考えと、住民1人当たり1ドルという図書館費の設定への批判的なまなざしが、この文書全体を規定していくことになる。

3.3.1 第1部「背景」の内容

『公立図書館サービス』の第1部「背景」は第1章「公立図書館の機能」、第2章「図書館システム」の概念」という2つの章で構成されている。

第1章では、公立図書館の基本は資料とサービスであると確認し、職員や施設などを資料やサービスを適切に提供するための手段に位置付けた³⁷⁾。資料提供が果たす機能として、自己教育を容易にする、正規教育を豊かにする、情報ニーズを満たす、グループ活動を支える、健全なレクリエーションや余暇の活用を奨励するといったことを挙げた³⁸⁾。サービスの提供に関して、図書館のすべての活動は資源の利用を円滑にすることにあり、そこに、資料の組織化、貸出、情報サービス、資料案内、グループ活動への助力提供、資料の利用の刺激などが含まれる³⁹⁾。『公立図書館サービス』はその最低限の基準を示しており、この基準以下の場合、住民は発達の機会を奪われることとなる⁴⁰⁾。

第2章では、小さなコミュニティが最低基準を満たすにあたって、財政上の努力をしても難しいと判断しつつ、そのようなコミュニティであろうとも市と同程度のサービスが必要であると主張した⁴¹⁾。この認識に基づいて、次のように提言を行った。

図書館は協力してサービスと資料を共有し、そのことで図書館利用者のニーズを十分に満たすことができる。この協力というアプローチが、この文書の単一の最も重要な勧告である。力を合わせなければ大多数のアメリカの図書館は国民のニーズを満たすのに必要な基準を達成できないであろう(強調は原文)⁴²⁾

これに従って、資料の貸出の方針と手続き⁴³⁾や蔵書⁴⁴⁾に関する基準では、個々の館ではなく図書館システムを前提としている。

あわせて、「このようなシステムは公式なものでなく非公式なものでもよい」⁴⁵⁾と記していた。また、行政枠の拡大の主張には必ず各館の自律性や自立性への懸念が生じるが、「図書館システムは小さなコミュニティの図書館を弱めたり消滅させたりするものではなく、資源やサービスを拡大するものである」⁴⁶⁾と、懸念を払拭しようとした。

3.3.2 第2部「原則と基準」の内容

『公立図書館サービス』の第2部「原則と基準」は、第3章「図書館サービスの構造と行政」、第4章「サービス」、第5章「図書と非図書資料」、第6章「職員」、第7章「資料の組織化」、第8章「施設設備」からなる。第3章以降に共通した構成は、前書きに続いて指導原則(計72)があり、その下に基準(計191)を列挙するというものである。指導原則は基準ではなく、基準を設定するための基礎的な考えと位置付けられていた⁴⁷⁾。ここでは、質的な考えの重視が反映されている。

第3章「図書館サービスの構造と行政」(14の原則, 63の基準)は以下の内容を含んでいる⁴⁸⁾。図書館計画は州や連邦からもたらされるものではなく、各読者や地元コミュニティが作成する。その目的は住民の基本的ニーズをみたす図書館サービスを、各住民に確実に保障することにある。地元の資源が限定的でも、図書館には協力によって十全な図書館サービスを提供する責任がある。さらに図書館空白地帯の解消、図書館システムの構築、州図書館振興機関や連邦の役割、地元の公立図書館や図書館理事会の位置づけや役割に言及している。

第4章「サービス」⁴⁹⁾(11の原則, 23の基準)では次のようにサービスの意味を説明した。サービスを通して、図書館職員は利用者と出会い、資源の探索を助け、資料を提供し、必要に応じて資料の利用方法を導いていく。蔵書、目録作成、施設や備品、職員はサービスのための手段であり、それら自体が目的になると、図書館の目的を見失ってしまう。基準の作成や適用に際して、サービスが出発点になる。この前文に続けて、明確で具体的な目標の設定、コミュニティに組み込まれていることなど、様々な点について基準を設けた。特に次のものが、数量的な規定と関わるものであった。

- 一般的に中央館や拠点館は、午前、午後、夕刻に毎日開館し、すべてのサービスを提供すべきで、日曜のサービスは地元のニーズや状況によ

る(基準番号: No. 69)

- 小さなサービス人口のコミュニティ図書館は、週に5日はサービスを提供し、開館日数と時間を見込まれる利用の最大値を土台にすべきである(No. 70)。
- 自動車文庫の巡回のインターバルは2週間以内を維持すべきで、専門的な助言サービスに十分な時間をとる必要がある(No. 71)。
- 貸出期間は資料を十分に活用できる長さが必要で、貸出冊数制限は設けないのが望ましい(No. 74)。

第5章「図書と非図書資料」⁵⁰⁾(10の原則, 15の基準)によれば、資料を収集、保存し、容易に利用可能にすることは、人びとを助ける。自己教育、最新の知識の獲得、政治や社会での義務を担うこと、仕事の能力向上、創造力や精神力の涵養、知識の成長など様々な形で貢献するのである。これに続けて基準を設け、図書館の目標に照らした資料の選択や廃棄をはじめとした資料の取り扱い全般について具体的に言及した。特に量的なものを例示すると以下のとおりである。各数値はいずれも図書館システムを対象にしている。

- 毎年の廃棄は蔵書の平均5パーセントを最低にすべきである(No. 93)。
- 図書館システムは新しい役立っ活字資料を少なくとも10万冊所蔵すべきである(No. 96)。
- 子ども向けの図書400点から500点、ヤングアダルト向けの新しい図書約250点を含めて、図書館システムは毎年、4千点から5千点を加えるべきである(No. 97)。
- 300点から400点の定期刊行物を受入れるべきである。必要に応じて複数を備える。全体の約半数はバックファイルとして保存すべきである(No. 99)。
- 図書館システムは250のフィルム蔵書を持ち、少なくとも毎年25点を増やすべきである(No. 100)。
- 1,500点のレコード蔵書を持ち、毎年新しいレコード300点を増やすべきである(No. 101)。

第6章「職員」⁵¹⁾(12の原則, 32の基準)の前文では、すべての住民に偏見や党派性のない情報提供機関という図書館固有の機能という観点から、適切で有能な職員が不可欠であるとした。組織や職場環境とともに、資格のある有能な職員を持つことが、公

共サービスに専念する公立図書館の土台になると強調した。この「職員」の部分で数値が扱われているのは次の部分である。

- ・既存の研究によると、図書館システムの専門的職員と非専門的職員(用務員などを除く)の比率はおおむね1対2にすべきである(No. 107)。
- ・専門的図書館員は、図書館学を含めて5年間の正規の高等教育を受けていなくてはならない(No. 108)。
- ・試用期間は1年間にすべきである(No. 110)。
- ・75名以上の図書館システムの場合、館長の指揮下に人事担当を置くべきである(No. 113)。
- ・専門職員の年次休暇は年間1か月以上とすべきである。非専門職員は専門職に準じるか、あるいは必要に応じて地元の慣習に従うべきである(No. 116)。
- ・サービス人口2,500人に1人の職員を最低限として配置すべきである(No. 127)。
- ・サービス人口5,000人以上の図書館は、フルタイムの専門職員を持つべきである(No. 129)。
- ・各図書館システムには、管理、資料組織化、成人への情報や助言サービス、ヤングアダルトへの情報や助言サービス、子どもへの情報や助言サービス、拡張サービスについて、各分野に最低1人の専門職員を持つべきである。また図書館システムによっては主題専門家を含めて、各分野に複数の専門職員が必要な場合もある。例えば100,000人の図書館では、上述の分野に全体として少なくとも15人の専門的図書館員が必要である(No. 131)。

続く7章「資料の組織化」(17の原則、25の基準)には具体的な数量を示す基準が含まれられず、8章「施設」(8の原則、33の基準)でもごく少数の数値の提示にとどまった⁵²⁾。

3.4 『公立図書館サービス』の同時代的な位置付け

基準の採択から2年後の1958年7月の年次大会で、『公立図書館サービス』に関するシンポジウムが開かれ、マーティンやツインマーマンが登壇した。ツインマーマンはパブリック・ライブラリーの発展を3つの時代に区分した。第1は会員制図書館の時代、第2は19世紀からの公立図書館の時代であるが、必ずしもすべての国民に十分な図書館サービスを提供できたわけではなかったという。これと対比させ

ながら、『公立図書館サービス』が基準として定める図書館システムを、第3の時期の幕開けに位置付けた。このように、作成の当事者もこの基準を、従来の状況を超えものとして評価し、図書館システムを強調していたのである⁵³⁾。

4. 『公立図書館システムの最低基準』までの展開

基準の対象に注目すれば、図書館システムを対象にする『公立図書館サービス』は従来のALAの基準とは一線を画するものであった。この基準は後続のものと、どのような関係にあるのであろうか。

4.1 『1956年における公立図書館サービスのコスト』(1956)

第3章3節で言及したように、『公立図書館サービス』では人口1人当たりの図書館費を基準として提示しなかった。その代わり、補遺に1956年の価格水準で年間費用が提示されていると述べた上で、次のように記していた。

人口1人当たりの図書館費は補遺の中で強調されてはいない。とはいえ数値は示されており、ほぼ2.60ドルから3.50ドルの間にあり、その額は個別図書館の規模や諸条件によって左右される⁵⁴⁾

そして前述の、人口1人当たりの図書館費の危険性や、数値の独り歩きに触れた上で「サービス人口20,000人の図書館が独自の独立した図書館サービスの維持を決定するなら、そして適切なサービスを提供しようとするなら、サービス人口200,000人の図書館と比較して、人口1人当たりの図書館費はほぼ2倍になる」⁵⁵⁾とした。

ここでの「2.60ドル」「3.50ドル」「2倍」という数値について、『公立図書館サービス』自体に説明はない。それを理解するには、公立図書館基準改訂調整委員会が別途に独立して作成した15頁の補遺『1956年における公立図書館サービスのコスト』⁵⁶⁾を参照する必要がある。

当該基準は、『公立図書館サービス』が示す最低基準を1955年または1956年のコスト水準で示したものであり、3つの目標を有していた。(1)特定の環境下での適切な最低予算を例示する、(2)1956年の環境や価格水準の下で、個々の図書館や州図書館振興機関が用いる土台を提供する、(3)将来の価格変

化に伴って、個々の図書館や州図書館振興機関が調整を行う土台を提供することである。この文書が「意図的に」補遺として提示されたのは、直近の経済水準で非常に具体的な数値を扱っており、1958年以後は新しい数値を用いるべきだからである⁵⁷⁾。

そして、4つのコミュニティ(サービス人口50,000人の小都市、100,000人の2種類のコミュニティ、200,000人の大都市)の公立図書館サービスについて、『公立図書館サービス』が定める最低基準を満たすための予算が提示された。これらはあくまでも例示(illustrations)で、各館が従うべきモデルではないと強調した。続けて、図書館予算の配分については、『戦後公立図書館基準』が示す比率である、人件費(図書館員と事務職)55%、資料費25%、その他20%(用務員などを含む)を妥当と評価しながらも、人件費の高騰を斟酌して、人件費を3分の2、資料費を5分の1と提示した。人件費の算出にあたって、職位について全国的な図書館員の給料の幅を示した上で、コミュニティの大きさを勘案して平均的な給料を設定している。対象にしたのは公立図書館603館における1955年の給料であった。資料については、図書、雑誌、フィルム、製本などについて、5つの州から選ばれた公立図書館の1956年の平均コストを用いている⁵⁸⁾。

ここでの数値を子細に検討すれば、以下のような在り方が、『公立図書館サービス』が提言する最低基準に沿うものとして提示されていることがわかる。

4つのうち最も小さな50,000人のコミュニティをみると、以下のようなものである⁵⁹⁾。このコミュニティは中規模カウンティで、中心町の人口20,000人、5,000人から6,000人の町が1つ、3,000から4,000人の町が2つ、小さな町や村落地域に17,000人が住む。学校図書館もある。公立図書館サービスは、中心町の本部、3つの分館、自動車文庫で展開している。学校への直接的なサービスは行っていない。提示されたコミュニティの図書館費は、人件費113,547ドル(66.7%)、資料費32,368ドル(19.0%)、維持費その他の費用24,400ドル(14.3%)で、総額は170,315ドルであった。

資料費32,368ドルの内訳は、最新の図書4,000タイトルとその複本5,500冊、古い図書の置換え500冊、参考図書1,000ドル相当、複本25を含んで325の雑誌代と団体会員費、6種の新聞、25件に相当するフィルム、レコード300、雑誌製本100、図書の製本や再

製本700である。資料数は正確に『公立図書館サービス』の最低基準に合致している。

人件費での構成は、館長、成人教育図書館員、参考図書館員、準図書館員(2人)、児童図書館員、準児童図書館員、ヤングアダルト図書館員、目録図書館員、拡張サービス図書館員、分館図書館員、自動車文庫図書館員、分館・自動車文庫担当準図書館員、分館・自動車文庫担当ヤングアダルト準図書館員、自動車文庫事務運転者、分館担当事務員(2人、第3レベル)、本部担当事務員(2人、第2レベル)、事務員(6人、第1レベル)、パートタイム職員(4人、FTE)、年金(給料の6%)で、合計29名の雇用を例示していた。一方、『公立図書館サービス』が示す職員基準は人口2,500人当たり1人なので、人口50,000人ならば20人になる。それゆえ、この例はより豊富な職員数を示しているものの、専門職員と非専門職員の比率は1対2となっており、『公立図書館サービス』に沿っている。

同様に、図書館費についてみた場合、上記の額170,315ドルであれば、人口1人当たりの図書館費は3.41ドルとなる。別の200,000人のコミュニティの予算案では総額521,849ドルであったため、2.60ドルとなっていた。前述の「2.60ドルから3.50ドル」という数値は、このような計算に依拠していたのである⁶⁰⁾。

ただし、人口1人当たりの図書館費について「例として示した図書館予算から人口1人当たりの図書館費を算出できる」と記しながらも、「いずれの数値も基準(the standard)ではない」と断言している。さらに、2.60ドルから3.41ドルという数値の幅が大きく、すべての図書館がゴールとすべき特定の額を勧告できないとも述べている。そもそも、人口50,000人未満の図書館予算も算出していたのであるが、ここには含めないという判断を下したという。小規模図書館では人口1人当たりの負担額が「急増し、現実的な数値ではなくなる」からであった。これを受けて強調したのは、『公立図書館サービス』が、小さな図書館が基準を達成するためのグループ化を勧告している点であった⁶¹⁾。

このように、数値を基準ではなく例示として表すという前提に立ってもなお、サービス人口50,000人未満のコミュニティの公立図書館を、実質的に支持しないという論理を明示していたのである⁶²⁾。

4.2 『小規模公立図書館の中間基準』(1962)

4.2.1 作成の前提

公立図書館協会は『公立図書館サービス』採択の6年後に『小規模公立図書館の中間基準』⁶³⁾を作成し、ALA が承認した。作成への直接的な動きは、1960年1月、公立図書館協会会長が小規模図書館基準小委員会を任命したことに始まる。委員会に課せられた任務は「小規模図書館に適する基準を作成すること。そうした小規模図書館には、図書館システムに入っている図書館、および当面システムに入る見込みはない独立した図書館を含む。基準は『公立図書館サービス』が設定したシステムの基準を土台にしなくてはならない」⁶⁴⁾ということであった。ここでの2つの条件、すなわち(1)小規模図書館に適した基準を作成するに際して、(2)『公立図書館サービス』を土台にすることに、本質的な問題が伴っていた。次項で基準の内容を見る前に、本項では、それに関係する状況や判断を確認する。

前節でまとめたように、『公立図書館サービス』やその補遺では、実質的にサービス人口50,000人未満のコミュニティの公立図書館を切り捨てる説明を行っていた。しかしながら、アメリカ公立図書館の全般的な傾向として「小規模」な公立図書館が圧倒的多数を占めていた。これについて、タイムスパンを大きくとり、1947年と1997年の統計を参照する。1947年の統計⁶⁵⁾では7,408の公立図書館の内6,026が回答し、1997年の統計では8,921の公立図書館があり、回答率はほぼ100%であった⁶⁶⁾。表1にサービス人口別に比率をまとめた。

表1 公立図書館とサービス人口(1947, 1997)

	1947年調査	1997年調査
1,000人未満	21.5	10.9
1,000－2,499	26.6(48.1)	18.6(29.5)
2,500－4,999	15.5(63.6)	14.8(44.3)
5,000－9,999	13.2(76.8)	16.7(61.0)
10,000－24,999	11.9(88.7)	18.5(79.5)
25,000－49,999	6.4(95.1)	9.7(89.2)
50,000－99,999	2.8(97.9)	5.6(94.8)
100,000以上	2.1(100.0)	5.1(99.9)

注：実数は全体に対する比率で括弧内は累積の比率である。後者は筆者らが加えた。

1947年調査でサービス人口10,000人未満の図書館システムの比率は76.8%、50,000人未満では95.1%であった。1997年の時点でも、前者は61.0%、後者は89.2%である。これは図書館行政枠の拡大が進んでいないことを示している。『公立図書館サービス』の50,000人という設定では、(たとえ1997年まで待とうとも)小さなコミュニティが参考にすべき基準がないことを意味すると同時に、9割の公立図書館が排除されることになる。

とはいえ、小規模な公立図書館の基準を作ること自体が、親基準に反する。あえて2,500人から4,999人をサービス対象とする図書館に向けて、開館時間、蔵書、職員の量的基準を提示すれば、そのような図書館を公認し、温存することになり、『公立図書館サービス』の意図に反し、公立図書館システムの発展を阻害するということになる。

これらのことを小規模図書館基準小委員会も十分に認識していたようであり、「課せられた役割は論争的な課題である」と述べ、多くの図書館員は小規模図書館のための別途の基準を作成すべきではなく、速やかに図書館システムを形成して、『公立図書館サービス』の基準の充足に向かうべきだと考えているとした。他方、合衆国の3分の2の図書館はサービス人口が10,000人未満で、この図書館には自館のサービスの評価と将来の案内になる基準が必要であり、それが図書館の発展に資すると主張する者がいることも認識していた⁶⁷⁾。

委員会はこの対立する意見の両方を視野に入れる形で基準の作成を進め、小規模公立図書館の基準を作成するとともに、それを「中間基準」(interim standards)と名づけた。すなわち『小規模公立図書館の中間基準』は、小規模公立図書館にとっての最低基準ではなく、『公立図書館サービス』の基準に至るまでの、すなわち適切な図書館サービスが可能な図書館システムを構成するまでの「中間」的な基準、過渡的な基準ということである⁶⁸⁾。

なお、小規模図書館基準小委員会は「小規模」(small)公立図書館が何を示すのか明確に定義付けることはなかった。そして(補遺が最小限度に位置付けていた)50,000人を上限に据え、それ未満の人口を区分し、基準を設定した。委員会は、極小の図書館が多いことも認識しており、約40%がサービス人口2,500人未満であると報告している。ただし、そこでさらに区分けすることはなく、サービス人口

1,000人や500人の図書館でも、2,500人未満というカテゴリーの基準を満たすよう求めた。また、この基準は何ら『公立図書館サービス』の基準を緩めてはおらず、小規模公立図書館がこの基準を用いることで、『公立図書館サービス』が示した水準に達することを強調した⁶⁹⁾。

4.2.2 内容と量的基準

『小規模公立図書館の中間基準』は、『公立図書館サービス』と同じ章立てで小規模公立図書館の基準を示した。以下では、その内容について、量的基準の観点から、『公立図書館サービス』やその補遺と比較しながら示す⁷⁰⁾。概して親基準に沿うものであり、小規模公立図書館に向けた人口区分を行っている。最低限度を設定するものの、量的基準の設定は正比例で行う傾向にあった。

3.3.2でみたように、『公立図書館サービス』は開館時間について、「小さなサービス人口のコミュニティ図書館は、週に5日はサービスを提供し、開館日数と時間は見込まれる利用の最大値を土台にすべきである」(No. 70)としていた。『小規模公立図書館の中間基準』では、「開館日数と時間は見込まれる利用の最大値を土台にする」という文言は残し、「各公立図書館は少なくとも週に15時間開館すべきである」として、次のように開館時間を細分化した(基準番号 II-C-2)。

- ・ 少なくとも週15時間(2,500人未満)
- ・ 15時間から30時間(2,500-4,999人)
- ・ 30時間から45時間(5,000-9,999人)
- ・ 45時間から60時間(10,000-24,999人)
- ・ 60時間以上(25,000-49,999人)

蔵書冊数では、『公立図書館サービス』において、活字資料を少なくとも10万冊所蔵し(No. 96)、子ども向けの図書400点～500点、ヤングアダルト向けの

図書約250点を含めて、年に4千～5千点を加えるべき(No. 97)と規定されていた。『小規模公立図書館の中間基準』は蔵書冊数について、「5,000人から50,000人の図書館は人口1人当たり最低2冊を所蔵すべきである」(III-G-1)と1人当たりの基準を示した。同時に、「5,000人未満の図書館は最低10,000冊あるいは1人当たり3冊の大きい方を採用すべきである」(III-G-2)とした。これは図書館が図書館であるための最低蔵書冊数を10,000冊に設定したことを意味する。子ども向けの図書については各コミュニティの人口構成に左右されるとしつつ、『公立図書館サービス』のような点数ではなく図書費に対する比率で示し、「子どもの図書30パーセント、ヤングアダルトの図書10-15パーセント」(III-G-4)と定めた。

非図書資料は表2のようであった(III-I-K)。

『公立図書館サービス』は、図書館システムとして300点～400点の定期刊行物の受入れ(No. 99)を、補遺では50,000人のコミュニティで325の定期刊行物を例示していた。それらに比べると49,999人のコミュニティでも150との提示は、『公立図書館サービス』からさらに低下させている。

次にレコード蔵書である。『公立図書館サービス』は図書館システムとして1,500タイトルの所蔵と年300点の増加(No. 101)を求め、補遺は300点相当の予算を取っていた。『小規模公立図書館の中間基準』は、1,500点という下限を満たしていないが、年間購入の上限300点は合致している。

フィルム蔵書について、『公立図書館サービス』は250の所蔵と年25点の増加(No. 100)を求め、補遺は25のフィルムの購入か借方で予算を計上していた。『小規模公立図書館の中間基準』はフィルム蔵書として構築すべきではなく、必要に応じて借用す

表2 中間基準における非図書資料

	定期刊行物	レコード	フィルム
2,500人以下	最低 2	寄贈, 借用	構築せず
2,500 - 4,999	25 - 50	100 - 150 (30 - 50)	同上
5,000 - 9,999	50 - 75	150 - 200 (50 - 70)	同上
10,000 - 24,999	75 - 100	200 - 500 (70 - 150)	同上
25,000 - 49,999	100 - 150	500 - 1,000 (150 - 300)	同上

注: 「レコード蔵書」の括弧内は年間購入の点数。

べきとし、数値は示さなかった。表2は、『公立図書館サービス』や補遺(特に人口50,000人の図書館予算の例示部分)を参考に、現実的な数値の下限を示したものと考えられる。

職員については表3を提示している(IV-C)。

『公立図書館サービス』は職員について、人口2,500人に1人、専門職員と非専門職員の比率を1対2と定めた。『小規模公立図書館の中間基準』でも、後者に関して同様の主張を行っている(IV-A-3)。前者については、上掲のように人口別に細かな職員配置を示した。25,000人から49,999人の区分の場合、25,000人のコミュニティに必要な職員数の最小が10人である。それゆえ『公立図書館サービス』の2,500人に1人という最低基準を充足している。これは各人口区分でも該当する。一方、上記の人口区分の上限の49,999人の場合、職員数の最大の21人を用いると2,500人弱に1人ということになるが、この表からは「21名を下限とする」とは読み取れない。よって、この数値は『公立図書館サービス』に沿いながら、小規模公立図書館の実情を見据えて設定されているが、厳密な一貫性を保持しているとまでは評価できない。

このような形で、『中間基準』は『公立図書館サービス』を親基準とし、圧倒的多数を占める小規模図書館各館に向けて基準を設定したのである。

4.3 『公立図書館システムの最低基準』(1966)

ALAは1956年の『公立図書館サービス』から10年経過した1966年に『公立図書館システムの最低基準』⁷¹⁾を採択し、『公立図書館サービス』に取って代えた。この基準は公立図書館協会の基準委員会および小委員会によって作成された。1956年当時と比べて社会状況は大きく変化しており、公民権運動、ヴェトナム反戦運動、大都市の変貌(大都市中心部での貸出の低減)などが生じ、公立図書館の在り方を考える論考なども出現していた⁷²⁾。また、一例を挙げれば、ブルックリンのコミュニティ・コーディネーター事業という斬新な取り組みが1961年から実施されていた⁷³⁾。

しかし、この1966年の基準には、それらの事柄を取り込み、将来に向けた基準を作成するという姿勢はみられなかった。むしろ、『公立図書館サービス』を踏襲し、内容および形式で新たな特徴といえるべきものはなかった。このことを基準の作成を担った委員会も認識しており、「公立図書館を取り巻く環境が急速に変化しているので、基準の頻繁な改訂が必要になる」と述べながらも、社会の急激な変化のために「公立図書館およびサービス利用者にもたらす変化を予測するのは不可能」と結論付けた⁷⁴⁾。その結果、ほとんど新規性のない基準として、『公立図書館サービス』に少々の手直しをするという方向に収斂したのである。この『公立図書館システムの最低基準』に対して、マーティンは、「10年前の基

表3 『小規模公立図書館の中間基準』: 職員

人口区分	専門	大学卒	補助員	事務	ページ	計
2,500人未満		1			0.5	1- 1.5
2,500 - 4,999		1		0.5-1	0.5-1	2- 3
5,000 - 9,999	1(B)		1-2	0.5-1	0.5-1	3- 5
10,000 - 24,999	1(A) - 2 (1(A), 1(B))	1	2-3	1-2	1-2	6-10
25,000 - 49,999	2(A) - 6 (3(A), 3(B))	1-2	3-6	2-4	2-3	10-21

注:「専門」(A)は認定図書館学校の学位を含めて5年間の大学教育を受け、現場経験がある人。(B)は認定図書館学校の学位を含めて5年間の大学教育を受けた人。「大学卒」は4年生大学の卒業で、卒業後あるいは在学中に図書館のコースを取った人。「補助員」は2年制の短期大学卒業生で、何らかの図書館についての訓練や経験を持つ人。「事務」は高校卒でビジネス学校で学んだり、ビジネスの訓練を受けた人。「ページ」はハイスクールで教育を受けた人。なお事務員などは含まない。

準 [『公立図書館サービス』] のレプリカ⁷⁵⁾と位置付けている

4.4 『公立図書館サービス』の具体的影響

本章でみたように、ALA が採用した後続の公立図書館基準はいずれも、『公立図書館サービス』に強く依拠する形で作成されていた。『公立図書館サービス』からほとんど変更点のない『公立図書館システムの最低基準』に至るまでの間に、補遺としての『1956年における公立図書館サービスのコスト』は具体的な数値を例示しながら、サービス人口50,000人未満のコミュニティを実質的に支持しない論理を提示していた。そして、『小規模公立図書館の中間基準』は『公立図書館サービス』の考え方に則りながら、その枠外にあった小規模図書館の在り方を示すものであった。

なお、この系譜の外部にある同時代の諸基準からみれば、『公立図書館サービス』の影響には強弱があったという。ヤングアダルト・サービス基準委員会の『公立図書館におけるヤングアダルト・サービス』⁷⁶⁾(1960)や公立図書館協会の基準委員会の『公立図書館における児童サービスの基準』⁷⁷⁾(1964)は明確に影響を受け、公立図書館協会の「自動車文庫の質基準小委員会」の『自動車文庫サービスの質基準』⁷⁸⁾(1963)は上記2つほどに直接的な結びつきはない。アメリカ州立図書館協会の「調査と基準委員会」による『州での図書館機能基準』⁷⁹⁾(1963)はほとんど結びつきがない⁸⁰⁾。

そのような中で、『公立図書館サービス』が州の図書館サービス基準作成にも影響したとされるが⁸¹⁾、連邦の図書館サービス法(1956年)との関連を指摘しておく。この連邦の補助プログラムは人口1万人未満の地域での図書館の振興を図るものであった。ここでは、州が計画を立て、それに基づいて予算を配分するという方式が採用されていたため、州の図書館振興機関が「全般的な目的と政策」、「方法と管理」、「具体的なプログラム」を作成して、連邦に提出する必要があった。その計画をまとめたのが、連邦の報告書『図書館サービス法の下での州の計画』(1957年会計年度)である⁸²⁾。州の計画とプログラムの全体を要約した箇所、図書館サービス法の採択とALAの新しい公立図書館基準の採択が重なったことが幸運であったと記し、「その結果、『公立図書館サービス』の目標が大多数の州の計画に含まれ

た」とまとめている⁸³⁾。『公立図書館サービス』は図書館サービス法との実質的な結びつきを持ち、図書館サービス法および州図書館振興機関に影響を与えていた。

5. 量的基準と小規模公立図書館の位置付け

5.1 画期としての『公立図書館サービス』

第2章で指摘したように、『公立図書館サービス』以前のALAの公立図書館基準には次のような特徴があった。(1)量的基準の重視、(2)人口1人当たり1ドルを図書館費の最低額とすること、(3)サービス人口で区分して、傾斜を設けながら段階的に数値を設定していること、(4)小さなコミュニティには図書館行政枠の拡大を期待することである。これに対して、『公立図書館サービス』を起点とする一連の公立図書館基準は明確に異なる立場を採用していた。

第3章でみたように『公立図書館サービス』が重視していたのは質的基準であった。そこでの量的基準とは、確実に質的基準の達成を評価するためにだけ提示されるものであった。人口1人当たり1ドルという図書館費との対比では、数値の限界を認識することで、最低負担額の代替値を提示しなかった。むしろ、質的基準の追求の結果として必要となる図書館費が参考として提示されるに止まった。

ここで、あえて量的基準の在り方に注目すれば、人口区分による傾斜した数値を概ね排除していたことがわかる。人口の区分を設けて、各区分内で適切な数値を挙げるのではない。4.2.2のように、最低限の数値は示すが、区分を設定しても正比例に近い形で数値を設定する方法を採用していた。

以上のように、全国一律に適用できる公立図書館基準の中に、量的基準が含まれていたものの、その思想は大きく転換していた。すなわち、(1)量的基準より質的基準を重視し、(2)図書館費の最低額を基準の形で明示せず、(3)段階的な数値を設定しなかった。『公立図書館サービス』が基準の系譜の中で一つの画期となったのは、「はじめに」や第3章4節で示したような、基準の対象が個別図書館から図書館システムに移ったという点からばかりではない。それと連動して、量的基準に関する論理も転換していたのである。

5.2 『公立図書館サービス』の苦悩と妥協

それでは、残された(4)には、どのように対応し

ていたと解釈できるのであろうか。小規模図書館の存在と関わって、一連の基準は、現実的な問題に直面せざるを得なかった。

そこでは図書館システムのサービス基準であることを強調し、最低限の図書館サービスに必要な予算を示した。これは4.2.1で言及した、圧倒的多数を占める人口50,000人未満の独立した図書館や(たとえ図書館システムに入っている)個別の図書館にとって、何らの基準も存在しないことを意味した。

この現実的な課題を解決するために、『小規模公立図書館の中間基準』が採択された。サービス人口50,000人未満をさらに人口で区分し、諸数値を提示した。この方法は1943年『戦後公立図書館基準』への回帰を意味するかのようであったが、親基準の関係で、それを明確に否定する必要がある、「中間基準」と位置付けられた。小規模公立図書館について、その存在自体を容認したわけではなく、『公立図書館サービス』の基準に向かうための過渡的な状態と把握し、そのような図書館への基準に言及したということである。

1921年決議から『公立図書館サービス』までの基準策定過程をみると、諸委員会は常に公式・非公式な図書館システムの構築を主張していることから、基準作成にあたって小規模公立図書館への対処が最大の懸案になっていたことが明らかである。この懸案は、図書館システムを基盤に据えた『公立図書館サービス』という基準の設定で解消したのではなく、むしろ、より鮮明に露呈したと結論できる。

6. おわりに

『小規模公立図書館の中間基準』はその後、改訂されることなく基準として存続した。1975年の増刷にあたって、次のような追記が行われた。

この基準が〔1962年に〕作成されて以降、図書館界には多くの変化が生じた。図書館システムの発展、ネットワークの増加、伝統的な公立図書館基準の再考が、いかなる図書館サービスや図書館建築の計画にも影響を与えよう。図書館の多様性が大きいので、この指針を慎重に用いなくてはならない。また地元のニーズの研究、地元のゴールの設定、地元のプログラムの作成にも、この指針を慎重に用いなくてはならない⁸⁴⁾。

これは、『中間基準』が採択された頃とは図書館

とその環境が激変しており、公立図書館はその変化に対応する必要があることを主張しているのである。この後、全国一律に適用可能な基準というよりも、各コミュニティでそれぞれの目標や状況に応じた独自基準を設定するよう促すようになる。量的基準の作成に関するALAの苦悩や葛藤を参照できる時代は、本稿が扱った範囲で区切りを迎え、更に別の論理で基準が動き始めることになるのである。

注

- 1) 池内淳「公立図書館基準再論」高山正也先生退職記念論文刊行会編『明日の図書館情報学を拓く：アーカイブズと図書館経営』樹村房、2007.3, p.185.
- 2) 越塚美加「図書館政策の立案における研究の役割：『公立図書館の設置及び運営に関する基準について(平成12年12月)』報告の成立過程を例に」『現代の図書館』39(2), 2001.6, p.83-88.
- 3) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示第132号)；「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号)。
- 4) 下記でまとめられている。葉袋秀樹「『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の数値目標と日本図書館協会」『日本図書館情報学会研究大会発表論文集』第61回、2013.10, p.85-88.
- 5) 次の第3章が詳しい。川崎良孝・福井佑介「アメリカの公立図書館基準の歴史的変遷：概観」川崎良孝・吉田右子編著『現代の図書館・図書館思想の形成と展開』京都大学図書館情報学研究会発行、日本図書館協会発売、2017, p.127-170.
- 6) 同上。
- 7) 本稿で扱う『公立図書館システムの最低基準』まで、一定のタイムスパンで検討した業績を示しておく。Rutherford D. Rogers, "Measurement and Evaluation," *Library Trends*, vol.3, no.2, October 1954, p.177-187; Leon Carnovsky, "Public Library Survey and Evaluation," *Library Quarterly*, vol.25, no.1, January 1955, p.23-36; Robert D. Leigh, "Changing Concepts of the Public Library Role," *Library Quarterly*, vol.27, no.4, October 1957, p.223-234; Lowell A. Martin, "Standards for Public Libraries," *Library Trends*, vol.21, no.2, October 1972, p.164-177.
- 8) ここで示す基準群については次の論文が詳しい。福井佑介・川崎良孝「アメリカ図書館協会『戦後公立図書館基準』(1943年)の成立過程：量的基準を中心に」『図書館界』vol.69, no.6, 2018, p.326-339.
- 9) "Library Revenues," *Bulletin of the American Library Association (BALA)*, vol.16, no.1, January 1922, p.5.
- 10) "Standards for Public Libraries," *BALA*, vol.27, no.11, November 1933, p.513-514.

- 11) "Standards for Public Libraries," ALA Board on Salaries, Staff and Tenure, *Classification and Pay Plans for Municipal Public Library*, Chicago, ALA, 1939, p.14-16.
- 12) Committee on Post-War Planning, ALA, *Post-War Standards for Public Libraries*, Chicago, ALA, 1943.
- 13) 福井・川崎, 前掲8), p. 336.
- 14) Carleton B. Joeckel, *The Government of the American Public Library*, Univ. of Chicago Press, 1935.
- 15) Robert D. Leigh, *The Public Library in the United States: The General Report of the Public Library Inquiry*, Columbia Univ. Press, 1950; Oliver Garceau, *The Public Library in the Political Process*, Columbia Univ. Press, 1949, p.214-232.
- 16) California Library Association, "Proposed Public Library Service Standards for California," *News Notes of California Libraries*, vol.48, no.3, July 1953, p.376-386.
- 17) Carma R. Zimmerman, "The California Public Library Standards Project," *ibid.*, p.357-361.
- 18) Robert D. Leigh, "Proposed Agenda and Plan for the CPL Standards Workshop," *ibid.*, p.367.
- 19) 本章の全般的な内容は以下を参照。Lowell Martin, "Progress on New Public Library Standards," *American Library Association Bulletin (ALAB)*, vol.49, no.6, June 1955, p.296-297. Coordinating Committee on Revision of Public Library Standards, Public Libraries Division, *Public Library Service: A Guide to Evaluation, with Minimum Standards*, Chicago, ALA, 1956, p.65-67 [三田美代子訳「公共図書館の奉仕：最低基準による評価の手引」*JLA Information Service*, vol.3, no.1, January, 1962, p.53-55].
- 20) "ALA Organization and Information, 1951-52," *ALAB*, vol.45, no.11, December 1951, p.404-405.
- 21) "ALA Council Action: 75th Anniversary Conference, July 8-14, 1951," *ALAB*, vol.45, no.8, September 1951, p.272.
- 22) "ALA Organization and Information, 1952-53," *ALAB*, vol.46, no.11, December 1952, p.405-409.
- 23) "ALA Organization and Information, 1953-54," *ALAB*, vol.47, no.11, December 1953, p.571.
- 24) "The News: ALA Midwinter Meeting," *Library Journal*, vol.79, no.6, March 15, 1954, p.499.
- 25) David H. Clift, "Memo to Members," *ALAB*, vol.48, no.3, March 1954, p.127.
- 26) "ALA Organization and Information, 1953-54," *ALAB*, vol.48, no.11, December 1954, p.650.
- 27) Lowell Martin, *op.cit.* 19), p.296.
- 28) John S. Richards, "President's Report to Council," *ALAB*, vol.50, no.8, September 1956, p.499.
- 29) Coordinating Committee on Revision of Public Library Standards, Public Libraries Division, *op.cit.* 19).
- 30) Committee on Post-War Planning, ALA, *op.cit.* 12), p.7.
- 31) Coordinating Committee on Revision of Public Library Standards, Public Libraries Division, *op.cit.* 19), p.xv-xxi.
- 32) *ibid.*, p.xviii.
- 33) Committee on Post-War Planning, ALA, *op.cit.* 12), p.30.
- 34) Coordinating Committee on Revision of Public Library Standards, Public Libraries Division, *op.cit.* 19), p.xix.
- 35) *ibid.*, p.xx.
- 36) *ibid.*, p.xviii.
- 37) *ibid.*, p.3.
- 38) *ibid.*, p.4.
- 39) *ibid.*, p.4.
- 40) *ibid.*, p.3-5.
- 41) *ibid.*, p.6.
- 42) *ibid.*, p.7.
- 43) *ibid.*, p.16, 27.
- 44) *ibid.*, p.36.
- 45) *ibid.*, p.7.
- 46) *ibid.*, p.7.
- 47) *ibid.*, p.xvi.
- 48) *ibid.*, p.13-23.
- 49) *ibid.*, p.24-30.
- 50) *ibid.*, p.31-37.
- 51) *ibid.*, p.38-45.
- 52) *ibid.*, p.46-61.
- 53) "Highlights of the San Francisco Conference," *ALAB*, vol.52, no.8, September 1958, p.601; Carma R. Zimmerman, "Using the Standards in Studying Library Needs," *ALAB*, vol.52, no.10, November 1958, p.760-763; Lowell A. Martin, "Do the Standards Come up to Standard?" *ibid.*, p.755-760; Lura G. Currier, "Regional Libraries Are Not Peculiar," *ibid.*, p.763-764.
- 54) Coordinating Committee on Revision of Public Library Standards, Public Libraries Division, *op.cit.* 19), p.xviii.
- 55) *ibid.*, p.xviii.
- 56) Coordinating Committee on Revision of Public Library Standards, *Costs of Public Library Service in 1956: A Supplement to Public Library Service, A Guide to Evaluation, with Minimum Standards*, Chicago ALA, 1956 [三田美代子訳「公共図書館の奉仕の費用：1956年」*JLA Information Service*, vol.3, no.1, January 1962, p.57-64].
- 57) *ibid.*, p.1.
- 58) *ibid.*, p.3-7.
- 59) *ibid.*, p.8-9.
- 60) 他の例示では人口10万コミュニティは293,285ドル(2.93ドル)と300,688ドル(3.01ドル), 人口20万のコミュニティは521,849ドル(2.60ドル)である。*ibid.*, p.10-14.
- 61) *ibid.*, p.2.
- 62) その後, 1959年と1964年に改訂された。1964年版では,

- 8万人、17万2千人、30万人を2つの計4つのコミュニティを取り上げ、最低基準を満たすためには人口1人当たり、各々5.41ドル、3.27ドル、4.08ドルが必要とした。Standards Committee, Public Library Association, *Costs of Public Library Service, 1963: A Supplement to Public Library Service: A Guide to Evaluation, with Minimum Standards*, Chicago, ALA, 1964.
- 63) Public Library Association, *Interim Standards for Small Public Libraries: Guidelines toward Achieving the Goals of Public Library Service*, Chicago, ALA, 1962 [平島セツ子訳「小公共図書館暫定基準：『公共図書館業務』の目標を達成するための指針」『現代の図書館』vo.5, no.3, September 1967, p.168-180]. 次の論考で検討されている。葉袋秀樹「アメリカ図書館協会公共図書館部会『小公共図書館暫定基準』（1962）の規定内容の特徴」『日本図書館情報学会研究大会発表論文集』第63回、2015、p. 65-68.
- 64) Public Library Association, *op.cit.* 63), p.2.
- 65) Federal Security Agency, Office for Education, *Public Library Statistics, 1944-45 (Bulletin 1947, no.12)*, Washington, GPO., 1947, p.3, 18-19.
- 66) National Center for Education Statistics, *Public Libraries in the United States: FY 1994*, May 1997, p.20-21.
- 67) Public Library Association, *op.cit.* 63), p.2.
- 68) *ibid.*, p.2.
- 69) *ibid.*, p.2.
- 70) *ibid.*
- 71) Standards Committee and Subcommittees of the Public Library Association, ALA, *Minimum Standards for Public Library Systems, 1966*, Chicago, ALA, 1967 [アメリカ図書館協会内公共図書館部会基準委員会および小委員会原案作成『公共図書館システムの最低基準』稲川薫訳、日本図書館協会、1971].
- 72) Ralph W. Conant, ed., *The Public Library and the City*, M.I.T. Press, 1965; Harold Goldstein, ed., *The Changing Environment for Library Service in the Metropolitan Area*, Champaign, IL, Illini Union Bookstore, 1966.
- 73) 中山愛理「拡張サービスからアウトリーチへ」川崎良孝編著『図書館トリニティの時代から揺らぎ・展開の時代へ』京都図書館情報学研究会発行、日本図書館協会発売、2016、p. 177-198.
- 74) Standards Committee and Subcommittees of the Public Library Association, ALA, *op.cit.* 71), p.vi-vii.
- 75) Lowell A. Martin, *op.cit.* 7), p.168.
- 76) Committee on Standards for Work with Young Adults in Public Libraries, Public Library Association, *Young Adult Services in the Public Libraries*, Chicago, ALA, 1960.
- 77) Committee on Standards, Public Library Association, *Standards for Children's Services in Public Libraries*, Chicago, ALA, 1964.
- 78) Subcommittee on Bookmobile Standards, Public Library Association, *Standards of Quality for Bookmobile Service*, Chicago, ALA, 1963.
- 79) Survey and Standards Committee, American Association of State Libraries, *Standards for Library Functions of the State Level*, Chicago, ALA, 1963.
- 80) Lowell A. Martin, *op.cit.* 7), p.168.
- 81) Rose Vainstein and Marian Magg, *State Standards for Public Libraries*, U.S. Department of Health, Education, and Welfare (*Bulletin* 1960, no.22), Washington, GPO., 1960.
- 82) Library Services Branch, Office of Education, U.S. Department of Health, Education, and Welfare, *State Plans under the Library Services Act: A Summary of Plans and Programs for Fiscal 1957 Submitted under Public Law 597, 84th Congress (Bulletin 1958, no.10)*.
- 83) *ibid.*, p.4.
- 84) Public Library Association, *Interim Standards for Small Public Libraries: Guidelines toward Achieving the Goals of Public Library Service*, Chicago, ALA, 1975.